

常陸大宮市人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職種別職員数の状況

区分	R3.4.1現在	R4.4.1現在	増減
一般行政職	382人	382人	0人
医療職	19人	18人	△1人
消防職	80人	80人	0人
技能労務職	8人	7人	△1人
合計	489人	487人	△2人

※医療職とは、医師、栄養士、保健師、看護師等をいいます。

※技能労務職とは、自動車運転手、技術員、調理手等をいいます。

※再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員等を除く。

(2) 採用者及び退職者数の状況

採用者数の状況（令和3年4月1日採用）

区分	大学卒	短大・高校卒	合計
一般行政職	11人	7人	18人
医療職	3人	0人	3人
消防職	1人	1人	2人
技能労務職	0人	0人	0人
合計	15人	8人	23人

※再任用職員、任期付職員等を除く。

退職者数の状況（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

区分	定年	勸奨	その他(自己都合、死亡など)	計
一般行政職	5人	1人	2人	8人
医療職	0人	0人	1人	1人
消防職	0人	0人	0人	0人
技能労務職	1人	0人	0人	1人
合計	6人	1人	3人	10人

※再任用職員、任期付職員等を除く。

2 人事評価の状況

地方公務員法第23条の2に基づき、平成28年度から人事評価を実施しています。

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で人事評価を行い、職員の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎としています。

3 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額、平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	309,300円	40.6歳
技能労務職	321,500円	52.1歳

(2) 初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	188,700円	168,900円	154,900円
消防職	208,600円	187,100円	169,900円

(3) 経験年数別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	
一般行政職	大学卒	271,400円	319,600円	361,800円
	短大卒	—	301,800円	345,500円
	高校卒	234,800円	263,400円	329,200円

※（1）、（2）、（3）には、手当を含まない給料の月額を表示しています。

(4) 主な職員手当の状況（令和3年度支給内容）

手当名	支給額等		
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者 6,500円/月 子 10,000円/月 配偶者及び子以外 6,500円/月 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子1人につき5,000円加算		
住居手当	借家等に居住し家賃を支払っている職員で、家賃が16,000円を超える場合に限り、家賃の額に応じて28,000円を限度に支給		
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 1kmにつき600円（限度額31,600円）		
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 勤務日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価 × 1.25 週休日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価 × 1.35 午後10時から翌日の午前5時までの勤務の場合は、それぞれ0.25加算		
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給 ・代表的な手当の例 ①消防業務出動手当 火災その他の災害現場に出動し、作業に従事した職員 1回 300円 ②救急業務出場手当 救急業務に従事した職員 (救急救命士) 1回 510円 (一般隊員) 1回 300円		
期末手当	基準日（6月1日、12月1日）に在職する職員に支給 6月期 期末手当基礎額 × 1.275月分 12月期 “ × 1.275月分 ※期末手当基礎額 給料月額 + 扶養手当 + 役職加算額 (役職加算額は、役職に応じて5%～15%を給料月額に乗じた額)		
勤勉手当	基準日（6月1日、12月1日）に在職する職員に支給 6月期 勤勉手当基礎額 × 0.95月分 12月期 “ × 0.95月分 ※勤勉手当基礎額 給料月額 + 役職加算額 (役職加算額は、役職に応じて5%～15%を給料月額に乗じた額)		
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 勤務1回につき 4,400円		
退職手当	支給率	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続30年	34.7355月分	40.80375月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高支給率	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（50～59歳対象2%～20%加算）		

(5) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区分	給料・議員報酬の月額		期末手当	
市長	給料	820,000円	6月期 12月期 計	1.65月分 1.65月分 3.3月分
副市長		643,000円		
教育長		600,000円		
議長	議員報酬	410,000円		
副議長		370,000円		
議員		350,000円		

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（令和4年4月1日現在）

勤務開始時間	勤務終了時間	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

※特別の勤務に従事する職員（保育所に勤務する職員等）については上記とは異なります。

(2) 休暇（令和4年4月1日現在）

休暇の種類	休暇期間等
年次休暇	1の年について20日（ただし、20日を限度に繰り越せる。）
療養休暇	公務による負傷又は疾病は1年以内 私事による負傷又は疾病は90日以内（特定の疾患は180日以内）
特別休暇	特別の理由（選挙権の行使、結婚、出産等）により勤務しないことが相当である場合
介護休暇	要介護者（配偶者、父母、子等の親族）を負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり介護する職員に対し、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で付与（無給）

特別休暇の主なもの

理由	期間
妊娠中の女性職員が妊娠嘔吐（つわり）のため勤務することが困難な場合	妊娠の期間中7日を超えない範囲
8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	その都度必要と認める時間で1日2時間以内
忌引の場合	故人との関係（親等）により1日から最大10日
職員が結婚する場合	7日を超えない範囲内で必要と認められる期間
職員の妻が出産する場合	出産予定日前16週間目に当たる日から出産の日後2週間以内に2日以内
中学校就学の始期に達するまでの子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年に5日以内（子が2人以上は10日以内）

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（令和3年度）

（単位：人）

処分事由	降任	免職	休職	合計
勤務実績がよくない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	5	5
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
合計	0	0	5	5

(2) 懲戒処分の状況（令和3年度）

（単位：人）

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

(1) 育児休業承認状況（令和3年度の新規承認者）

（単位：人）

区分	新たに取得可能となった数	取得者数	承認期間				
			6月以下	6月超え1年以下	1年超え1年6月以下	1年6月超え2年以下	2年超え
男性	13	2	1	1	0	0	0
女性	3	3	0	2	1	0	0
計	16	5	1	3	1	0	0

(2) 介護休暇承認状況（令和3年度の新規承認者）

（単位：人）

区分	取得者数	承認期間					
		1月以下	1月超え2月以下	2月超え3月以下	3月超え4月以下	4月超え5月以下	5月超え
男性	0	0	0	0	0	0	0
女性	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

7 退職管理の状況

地方公務員法第38条の2の規定に基づき、離職後に営利企業などに再就職した場合、在職していた地方公共団体と再就職先との間の契約などについて、現職職員に要求・依頼（働きかけ）することが禁止されています。

8 職員の研修の状況（令和3年度）

区分		研修名又は概要	受講者数	
自治研修所 研修	階層別 研修	新規採用職員課程	令和3年度新規採用職員	15人
		主事・主任級課程	概ね31歳から33歳までの非役付職員	11人
		新任係長課程	係長等に昇任した職員	6人
		新任課長補佐課程	課長補佐級に昇任した職員	12人
		新任課長課程	課長級に昇任した職員	11人
		新任部長等課程	部長級に昇任した職員	7人
	特別研修	法務基本	行政法講座、地方自治講座、法制執務講座、民法講座、法務マスター研修	15人
		政策基本	政策形成基礎講座、政策法務講座、シティプロモーション講座、事業のスクラップ講座	7人
		自己開発	クレーム対応能力向上講座、危機管理広報講座、業務マニュアル作成力向上講座、女性職員キャリアデザイン講座、ファシリテーション研修、メンター研修、レジリエンス研修、研修担当者レベルアップ研修	19人
		実務専門	マイナンバー制度講座、地方公会計基礎講座	3人
市町村アカデミー研修	専門実務	上下水道事業の経営と管理	1人	
		使用料等の債権回収	1人	
		住民税課税事務	1人	
		広報の効果的実践	1人	
		事業推進のためのデータ活用	1人	
		管理職のための組織マネジメント講座	1人	
日本速記協会研修	専門実務	議会録作成講座	1人	
		全国議事記録議事運営事務研修	1人	
日本経営協会研修	専門実務	地方税における相続をめぐる諸問題とトラブル対応のポイント	1人	
		人事・労務担当者のための労働基準法セミナー	1人	
		雑種地の評価実務講座	1人	
		住民税の課税実務	1人	
		地方税・公課及びその他の債権における民法等の適用講座	1人	
		滞納処分できない自治体債権の滞納整理講座	1人	
自治体職員のSNS活用術	1人			

区分	研修名又は概要	受講者数
市単独研修	新任職員研修	19人
	接遇研修	20人
	自動車安全運転講習	24人
	クレーム電話対応講座オンラインセミナー	9人
	人権教育研修	69人
	メンタルヘルス研修	51人
	人事評価研修	74人
	ダイバーシティ研修	45人
	説明力・説得力スキルアップ研修	32人
派遣研修	SDGs 基礎研修	28人
	茨城県実務研修	5人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生

○茨城県市町村職員共済組合

職員は茨城県市町村職員共済組合の組合員になっています。共済組合には次の事業があります。

事業名	事業概要
短期給付事業	組合員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡、休業又は災害に対して、必要な給付を行う。
長期給付事業	組合員の退職、障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う。
福祉事業	健康診断などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付けなどを行う。

○常陸大宮市職員互助会

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の相互共済及び福利厚生を目的として設置し、職員が負担する掛金により運営しています。

主な事業	事業内容
共済給付事業	療養見舞金、災害見舞金、死亡弔慰金等
福利厚生事業	健康増進事業等

(2) 公務災害補償の状況

令和3年度認定件数	2
-----------	---

10 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和3年度）

前年度からの継続件数	受理件数	左記案件に対する処理状況	
		処理件数	継続件数
0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する審査の請求の状況（令和3年度）

前年度からの継続件数	受理件数	左記案件に対する処理状況	
		処理件数	継続件数
0	0	0	0